

京都市告示第315号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和7年7月24日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
淀232号線	伏見区淀桶爪町451番地の1地先から同町451番地の3地先まで	旧	メートル 22.90	メートル 8.10 ~ 8.80
		新	22.90	7.80 ~ 11.80

(建設局土木管理部道路明示課)